

川口市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の策定

平成 25 年 4 月「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）が施行。

目的：病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限となるようにすること。

特措法に基づき

- ① 国：平成 25 年 6 月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」）を策定。
- ② 埼玉県：平成 26 年 1 月、政府行動計画に基づき、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」）を策定。
- ③ 本市：平成 26 年 11 月、政府行動計画や県行動計画との整合性を確保しつつ、「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本市行動計画」）を策定。

(2) 行動計画改定の背景

平成 30 年 4 月 1 日の中核市移行に伴い、川口市保健所を設置したことから、保健所設置市として市行動計画を改定する。

(3) 内容

新型インフルエンザ等の「発生段階」に応じて、「主要 7 項目」に沿った対策を規定

【発生段階】 未発生期・海外発生期・国内発生期・県内発生早期・県内感染拡大期・小康期

【主要 7 項目】 ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有
④まん延防止に関する措置 ⑤予防接種 ⑥医療
⑦市民生活及び市内の経済活動の安定確保

【主な改定内容】 ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ⑥医療 の項目に保健所設置市として関わる内容を記載する。

(4) 今後のスケジュール

平成30年7月中旬～8月中旬

市行動計画改定（案）を関係各課において内容の確認

平成30年9月～

パブリックコメントの募集

平成30年10月

地域保健審議会で審議

平成30年11月

特別委員会への報告